

愛媛県へき地医療支援計画策定等会議設置要綱

(設置)

第1条 へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号）及び地域における医療対策協議会の開催について（平成16年3月31日付け医政発第0331002号）に基づき、へき地診療所等からの代診医の派遣要請等、広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等及び地域における医療提供体制の調査・分析等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、愛媛県へき地医療支援機構に愛媛県へき地医療支援計画策定等会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討協議する。

- (1) へき地医療支援計画に関すること。
- (2) へき地医療拠点病院からの医師派遣に関すること。
- (3) へき地を含む地域医療のあり方についての調査・分析及び研究並びに対応策
- (4) へき地を含む地域の勤務医師の確保に関すること。
- (5) へき地医療拠点病院の活動評価に関すること。
- (6) その他へき地を含む地域医療の推進に必要な事項

(組織)

第3条 会議の委員は、21名以内で組織し、知事が委嘱する。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第6条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。